

# 養父市農業委員会

## 第36回会議録

令和4年9月27日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第36回会議録

1. 開催日時 令和4年9月27日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第121号 農用地利用集積計画の承認について

議案第122号 非農地証明交付申請の承認について

議案第123号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第124号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第125号 養父市農業委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第126号 養父市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

### 報告事項

報告① 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地の使用貸借の解約通知について

### その他の報告

養父市農地利用最適化推進委員審査委員会審査報告

### 4. 出席農業委員(10名)

1番 秋山博

2番 山根達夫

3番 藤原義幸

4番 寺尾稔

5番 大谷忠雄

6番 奥藤雅行

7番 前川章

8番 谷垣重俊

11番 坂本秀夫

12番 西谷英樹

### 5. 欠席農業委員(3名)

9番 西谷眞一

10番 北本健一郎

13番 圓山満

### 6. 出席推進委員(12名)

14番 小林誠

15番 内田重雄

16番 木下計介

17番 藤原隆弘

18番 鷹野孝一      19番 安達繁      20番 栗田匡晃      21番 林田雅美  
22番 上垣美由紀      23番 森脇耕助      24番 井上勝雄      25番 藤原健次

7. 欠席推進委員 (0名)

無し

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦      副主幹 福垣 周作      主査 東 宏樹      主事 定岡 良樹

事務局 : 定刻となりましたので、ただいまから第36回農業委員会総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いをいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日は、農作業等で大変お疲れのところ、今日は雨が降っておりますけれども、総会に御参加いただきましてありがとうございます。皆さんのほうも、もうあと今回と来月の総会で一応一つの区切りということになるわけでありましてけれども、今日は、午前中には、たくさん案件があったと思いますが、担当の委員の皆さんに、それぞれ現地を調査いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、農作業のほうですけど、私も何ぼか作っておるんですけども、今年は早くから倒伏の被害に遭いまして、田んぼも水浸しでなかなか入れないような、特に山田のほうは大変きつく、そして、それに追い打ちをかけるように、台風の14号が来まして、山のすぐ近くですから、枝等が田んぼの中に、たくさん落ちて、そこを刈ろうとしたらコンバインがもう壊れるような形になってしまいまして、こんなことをしておいたらまた駄目になるなどと思って、結局、大分山田のほうはもう刈るのもやめました。そんなような状況で、皆さんのほうは、もう今稲刈り、最中の方もおられると思いますが、お体に気をつけられて、これからもまた頑張っていただけたらなというように思います。

今日も案件がたくさんありますので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。以上です。

事務局 : 最初に、会議の成立について御報告をいたします。本日出席委員は、農業委員13名中10名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することになっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、12名の出席ということでございますので、併せて報告をいたします。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、谷垣会長にお願いをいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、3番の藤原義幸農業委員と、4番の寺尾農業委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第121号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1 ページを御覧ください。

議案第121号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和4年10月3日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が54,312平方メートル、50筆、畑が12,119平方メートル、17筆です。合計66,431平方メートル、67筆となっております。利用権の設定を受ける戸数は30戸、利用権を設定する戸数は23戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、全て使用貸借権となっております。利用権の内容別に見ますと、新規が64筆、59,333平方メートル、再設定が3筆、7,098平方メートル、合計67筆、66,431平方メートルとなっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、5年契約が8筆、12,918平方メートル、10年契約が59筆、53,513平方メートルとなっております。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

3 ページ目のナンバー5、ナンバー6が農事組合法人によるものとなっております。また、4 ページから11 ページが農地中間管理事業を活用した一括方式によるものとなっております。転貸を受けて耕作するものを記載しておりますので御確認ください。以上です。

議長 : 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。  
5 番、大谷農業委員。

大谷委員 : 5 番、大谷です。1 番について、所有者と受ける人両方共に、同じ株式会社になっているがどういうことですか。

事務局 : お答えします。4 ページ目の1 番、農地の所有者が能座の株式会社、同じく受ける方も能座の株式会社となっております。こちらは、能座地区の農地で能座の株式会社が特区の特例である法人農地取得事業を活用して所有している土地を農地中間管理事業に貸出しをして、また自分が借りるという方式になっております。1 番目以降を見ても分かりますとおり、自分の農地を一度中間管理機構に預けて借り受けるというところで、兵庫県ではこれをいきいき農地バンク方式と呼んでおりまして、その地域全体の農地をまず農地中間管理機構に預けてしまって、自分が作れるところは自分が作る、作れなくなった場合は、自分が探すのではなくて機構が間に入って耕作者を探してもらうということで、受皿的な役目を農地中間管理機構にってもらうという事業を能座地区全体で取り組んでおりますので、こういった形の、自分の農地をまた自分で借りるというところが多くなっております。以上です。

大谷委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

議長： ほかにはございませんか。

( 質 疑 な し )

議長： ないようですので、質疑なしと認め、議案第121号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第122号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 12ページです。議案第122号「非農地証明交付申請の承認について」です。1番、八鹿町八鹿の土地2筆で、面積が65平方メートルです。所有者は八鹿町八鹿の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成4年頃から雑種地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは13ページから17ページとなっております。

2番です。八鹿町上小田の土地1筆で、面積が13平方メートルです。所有者は八鹿町上小田の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和57年頃から雑種地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは18ページから22ページとなっております。

3番です。八鹿町上小田の土地2筆で、面積が591平方メートルです。所有者は八鹿町下小田の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和57年、平成7年頃から工場用地として雑種地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは23ページから27ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。13ページから17ページまでを御覧ください。場所は八鹿町大森で、かんでんエンジニアリングの山側の墓地の間にある土地です。これが昔は畑で使用されていたようですが、始末書に書いていますように、平成4

頃から雑種地化しています。周りが墓地に囲まれていて、これが畑だったとは、思えないようなところでした。もう畑として使用するにはススキが大分生えていますし、耕すのも大変やと思いますので、申請どおり問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。7番、前川農業委員。

前川委員： 前川です。午前中に現地を確認いたしました。16ページの写真を見る限り、特に上の492-1は雑種地化していないのではと思いましたが、現場を見ても、それほど大きな草が生えているようではなかったんですが、現場の中に入ったところ、砂利がしっかりと敷き詰められており、とても耕作できるような状態ではありませんでした。先ほど坂本委員の説明にありますように、周りが墓地になっており、とても営農できるような状態ではないということから見て、非農地とみなして良いかと思えます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。14番、小林推進委員。

小林推進委員： 先ほど農業委員さんが言われたとおり、申請通り問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第122号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の八鹿町上小田の件について、担当農業委員より説明を求めます。

大谷委員： 5番、大谷です。18ページが位置図になっております。上小田橋と312号線との交差点の右側に申請地がございます。19ページが航空写真です。現況写真は21ページで、玄関前の庭木が植えてあるところが申請地です。ここは道路拡幅によって、少しだけ残ったということです。今回お子さんの家を建築をすると

いうことで、調べましたら、地目が農地であることが発見できました。現状を見ますと、非農地の承認することでいいんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。7番、前川農業委員。

前川委員： 前川です。ここも午前中、現場を確認いたしました。21ページの写真にありますように、もう宅地の一部になっております。12ページの資料では、現状の土地の地目は雑種地となっておりますけれども、もう完全な庭の一部です。先ほど大谷委員の説明がありましたように、昭和57年ですかね、右岸道路の道路用地として買収され、たまたまその13平方メートルだけ残ってしまったというのが今頃になって気づいたんじゃないかなというふうに推測されます。22ページの始末書も丁寧に出されておりますので、現状に鑑みて、非農地とみなしてよいのではないかと考えられます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。16番、木下推進委員。

木下推進委員： 先ほど前川委員、それから大谷委員からの説明がありましたように、本当に家の一部になっておまして、非農地の承認をすることでよいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第122号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の八鹿町上小田の件について、担当農業委員より説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。23ページに位置図があるんですけども、右岸道路から対岸に渡る上小田橋、坂本に行く交差点を、左折して少し坂本側に行ったところにある生コンのプラントの土地です。

次に、24ページの写真が、既にプラントのいろんな機械や設備がありますが、赤印のところの2筆がなぜか農地で残っているということがございます。もうこれも復旧することは不可能でございますし、非農地承認することが妥当かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。7番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。先ほど大谷委員の説明にありましたように、現地はもう生コンのプラント工場の一部になっておりまして、コンクリート等が完全に打設されており、とても農地と言える状況ではありませんでした。こちらも27ページのほうには始末書も丁寧に掲載されておりますので、非農地として問題ないかと思っております。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。16番、木下推進委員。

木下推進委員： 先ほど2名の農業委員さんから説明がありましたように、もう今現在では農地に戻す手段も何もないような、そんな土地でありますので、ぜひとも御承認いただきたいと思っております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第122号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第123号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 28ページを御覧ください。議案第123号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町九鹿の土地3筆、合計面積は1,546平方メートルです。申請人は養父市八鹿町九鹿の方です。3筆とも所有者は違います。申請内容は、農地が道路から低く営農効率が悪いいため、嵩上げを行い、農地とし

て使用しやすくするものです。関連ページは29ページから32ページです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町九鹿の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準においては、資力、信用を同意書等にて確認し、周辺農地の営農にも影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員：11番、坂本です。29ページから32ページを御覧ください。県道沿いにある土地、県道日影養父線に隣接した土地です。県道より約2メートル程下がって、傾斜のついた畑地なんですけど、そこを埋立てして畑を使いやすくするようです。その下には水路があるんですけど、それに影響を及ぼすようなこともなく、近隣の農地の所有者とか区長、それから農会長の同意もありますので問題ないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長：続いて、現地調査委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員：5番、大谷です。現況は、県道から低いです。3メートルあるんじゃないかと思っております。直接県道に接してはいません。少し嵩上げをして利便性を図りたいということと聞いております。よろしくお願ひいたします。

議長：続いて、担当推進委員の説明を求めます。14番、小林推進委員。

小林推進委員：小林です。先ほど農業委員さんが言われたとおり、結構低い土地になっておりますけども、県道に面しておりまして、嵩上げしたら営農しやすいのかなと思っております。よろしくお願ひします。

議長：説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第123号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 33ページを御覧ください。議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町宿南の土地3筆、合計面積は2,360平方メートルです。譲渡人は豊岡市日高町の方、養父市八鹿町宿南の方、奈良県吉野郡十津川村の方です。譲受人は福崎町の株式会社です。事業の拡大に伴い、隣接している申請地内に露天駐車場及び露天資材置場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは34ページから39ページです。

申請番号2番、養父市鶴縄の土地2筆、合計面積は1,877平方メートルのうち318平方メートルです。貸付人は養父市鶴縄の方、借受人は養父市関宮の有限会社です。申請地近くにおいて行われる治山工事に伴い、車両の旋回場及び足場等の資材置場として利用することが転用の目的です。令和6年3月31日までの一時転用となっております。設定する権利は使用貸借権です。関連ページは40ページから46ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町宿南の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地区域内にある農地でしたが、昨年の除外申請により、今年の7月7日をもって除外が完了しております。そのため、農用地区域外となりました。圃場整備を実施し、農地の集団規模が10ヘクタール以上であるため、原則転用が認められない第1種農地となりますが、この例外を規定しております農地法施行規則第35条第1項における既存施設の2分の1を超えない施設の拡張に該当するため、許可の対象となります。一般基準については、資力、信用について同意書や残高証明にて確認し、計画日程及び

内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地に影響がないことから、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、1番の八鹿町宿南の件について、担当農業委員に説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。34ページを見て下さい。位置図ですけども、国道312号線、宿南堤防の上を走っているところに運輸会社があります。手狭になったということから隣接の農地を求められて、農振農用地から除外をされました。

次の36ページには字限図を載せております。それぞれ赤で書いている3筆です。37ページは現況です。次のページ、38ページ、39ページは、何をするかということなんですが、38ページを見てみますと、駐車場と資材置場ということで申請が上がってきております。地域の同意も得ていますし、許可することはいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。7番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。こちらも今日の午前中に現場を確認しました。事務局からの説明もありましたように、ここは農振農用地でありましたが、今年の7月をもって、それは除外されております。35ページの地図を見ましても、その農振農用地の中の一番端に位置しております、ここを転用したからといって周辺農地に特に影響を及ぼさない、水利関係でも特に影響を及ぼさないということは現場からも確認できました。そしてまた、この農用地が多面的機能交付金の協定農用地であるようなんですけども、この多面的機能は直接農業委員会の手続には関係ないんですが、そちらのほうも農林振興課のほうと適切に手続を進めているということも当の本人から確認できましたので、申請どおり許可しても問題ないのではないかと考えております。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。16番、木下推進委員。

木下推進委員： 先ほどから説明がありましたように、この土地につきましては、周りの農業等々には影響なく、一番端の土地でありますし、そしてまた、その土地の隣には、もう既にこの会社の駐車場等々があります。つきましては、このような申請がありますので、認めていただいて、より活発な経済活動をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第124号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の鶉縄の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。圃場整備が実施されておらず、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用について同意書等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に問題ないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。41ページを御覧ください。航空写真です。関宮の鶉縄といっても皆さん御存じないと思いますけども、9号線からハチ高原方面にちよつと入っております、旧出合小学校というところがあります。そこからちよつと入ってもらって、今度、左手に、氷ノ山方面に行く道です。この写真でいきますと、上に縦道があります、そちらのほうから入ってずっと下に下りたら、氷ノ山方面に上がる道です。

その有限会社から8月に相談を受けまして、旋回場や資材置き場として利用したいというところなので、一時転用の書類を出してもらいました。それで、下の白枠の緑のところが今回の申請地です。皆さん見て、大きいかなと思われると思うんですけども、ここのだ真ん中に走っているのが川でして、道はすごい細い山手に、この白い枠のどこに来ております。大型が通れば、もちろんもう人も歩けないような細い道です。そこに今回、資材置場と車両の旋回ということで、ゆっくりここを入れてもらって、回れる、資材置場も置けます。下にヤマメの養殖場があります。施工主からすれば、その被害を防ぐために、土の

うの、大きな1トン袋を、数個並べて、被害にならないようにしています。よろしくをお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。地元担当委員から説明がありました。道路の反対側に、治山だと思ふ、谷の中ですから、治山工事をされるということでございます。それらに生コン車が行ったり、資材を置いたり、いろいろしますので、回転広場やその資材置場等々で必要なんだと思ひまして、こういう申請が上がっております。一時転用ですので、工事が終わりましたら元どおりに戻すということになるかと思ひます。問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。25番、藤原健次推進委員。

藤原健推進委員： 25番、藤原です。先ほど農業委員の方が詳しく説明があったとおりですので、また、工事が終われば元に戻るという一時転用ということで、よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第124号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、別とじになっている議案書を御覧ください。

議案第125号「養父市農業委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 総会次第とは別で別冊を準備しておりますので、こちらのほうを御覧いただきたいと思ひます。今回、このたび、農業委員会の規則関係につきまして、次期任期に向けまして点検をしておりましたら、直すべきところが見つかったので、今回まとめて提案をさせていただきたいということでございます。

まず、125号「養父市農業委員会運営規則の一部を改正する規則の制定につ

いて」につきましてなんですけども、これにつきましては、養父市農業委員会運営委員会の規定が本規則に定められていないため、運営委員会の規定を加えたいということでございます。

1ページをめくっていただきますと、議案ということになっておりますが、この1ページのほうは議案の文言を修正するという内容で、これでは分かりにくいと思いますので、次の2ページ目を御覧いただきたいと思います。運営規則の一部を改正する新旧対照条文に、第16条「委員会に小委員会を設置することができる」とあります。これを、16条に運営委員会等の設置ということで、明確に運営委員会の規定を定めさせていただくということでございます。元の「小委員会を設置することができる」は、第3項に持っていくということでございます。

参考に、9ページを御覧いただきたいと思います。9ページから12ページまでが養父市農業委員会運営規則の全文、全てでございますが、運営委員会の規定がどこにも記載がないということが分かりましたので、この中の第16条を改正して、運営委員会を明確に規定するという内容で改正をさせていただきたいという提案でございます。議案第125号につきましては、以上でございます。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )

議 長： それでは、質疑なしと認め、議案第125号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第126号「養父市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： また別冊の表紙を御覧いただきたいと思いますが、議案第126号の「養父市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由は、農業委員任期開始時の初回の委員招集は、会長が選任されていないため、市長が招集することとなっておりますけども、当会議規則に規定されていないため、初回招集の方法を定めるということの理由でございます。

3ページからなんですけども、議案第126号の「養父市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、改正本文は3ページなんですけども、これを見ても分かりにくいと思いますので、次の4ページを御覧いただきたい

と思います。4ページに農業委員会会議規則の一部を改正する規則の新旧対照条文ということでございまして、この2条に「(総会の招集) 総会は、会長が招集する」と書いてございます。ところが、初回につきましては会長が選任されていませんので市長が招集しなければならないことになっておりますが、その定めがございません。ということですので、第2条にただし書を設けまして、「農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書に基づく総会は市長が招集する」ということで、初回の招集につきましては市長が招集するというただし書を設けるということでございます。また、それに関連しまして、第3条は文言の整理をするということと、第8条の「議席は」というところなんですけれども、何の議席か分かりませんので、「委員の議席は」という形に明確にさせていただくということでございます。

参考の資料としましては、13ページから16ページまでが養父市農業委員会会議規則の全文でございます。これが全ての文言なんですけれども、御覧のように、第2条には初回の招集方法は書いてございませんので、これを明確に記載をさせていただくということでございます。

以上で議案第126号の説明を終わらせていただきます。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。  
6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： この両案ですけれども、例えば、この農業委員だけで承認できるわけですか。権限として、どこか議会に承認とか、要らんわけですか。

事務局： 農業委員会規則は農業委員会の総会の決定において改正することができます。例えば、農業委員に関する条例というものがございます。例えば定数を定める条例、これは、条例は議会の議決が必要ということです。農業委員会で定めた規則は農業委員会の総会の議決で変えることができます。

奥藤委員： それなら、まあいいです。

議長： ほかにはございませんか。  
4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 17ページの規程の分で、運営委員会は次の事項を所管するというので4つあって、ずっと書いてあるんですけど、ちょっと気になったのは、次のページの7条の「委員会の会長は、会議の議決を要する協議事項」ということがあるんですけど、これは賛成多数とかなんとかということなんだろうけど、運営委員会では全会一致というようなことではないですか。

事務局 : 解釈としましては、こういう会議に諮らなければならないという重要事項については、運営委員会で決定するのではなく、農業委員会総会で決定しなければならないという解釈だというふうに考えております。

議長 : ほかにはございませんか。  
4番、寺尾委員、よろしいか。

寺尾委員 : その規程の中で、5条までは「運営委員会の会議は」と書いてあって、6条から「委員会の会長は」というのは、これは農業委員会という意味なんですか、全体の会議という意味。

事務局 : ここの委員会は、第1条を御覧いただきたいと思うんですけども、設置の「養父市農業委員会（以下、「委員会」という。）」のところの委員会ですので、これは全体会というふうに解釈できると思います。

寺尾委員 : 全体会、委員会と書いてあるの。

事務局 : 総会のことですね。

寺尾委員 : 6、7は総会のこと。

事務局 : 委員会と書いてあるのは総会のことになります。第1条に、農業委員会運営委員会は、以下「運営委員会」ということになっておりますので、そのようになりますね。

寺尾委員 : 分かりました。それで、7条のが合点がいきます。

議長 : よろしいですか。ほかにはございませんか。

( 質 疑 な し )

議長 : それでは、質疑なしと認め、議案第126号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長 : ありがとうございます。  
それでは、挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

先ほどの2議案に関連する規定についても改正が必要なので、事務局より報告をいたします。

事務局 : 7ページを御覧いただきたいと思います。まず、養父市農業委員会訓令ということで、養父市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定めるといふことで、これは単純なものなんですけども、「第1条中「第10条」を「第11条」に改める。」これはどういうことかといいますと、8ページを御覧いただきたいと思いますが、まず、8ページなんですけども、「養父市農業委員会運営規則第10条の規定により」を、改正後は「第11条の規定により」といふふうにします。これは、参考の資料の19ページから始まる事務局規程があるんですけども、この事務局規程の第1条に「第10条の規定により」といふふうにしてあります。最初に見ていただきました運営規則の第10条を、10ページを御覧いただきたいと思いますが、10ページに所掌事務、第10条、「委員は、次に掲げる事項を所掌する」と書いてあります。ですけども、事務局の定めが書いてあるのは第11条で、第11条、委員会に事務局を置く、つまり、事務局を置く規定は第11条ですので、11条に改正するという、そういうことでございます。

すみません、ちょっと前後が入れ替わりました。農業委員会運営委員会規程の一部を改正する訓令につきましてなんですけども、これにつきましては、6ページを御覧いただきたいと思いますが、この6ページの新旧対照表のところ、改正後、先ほど決定いただきました養父市農業委員会運営規則の「第16条第2項の規定に基づき」といふ文言を入れさせていただいて、先ほどの改正内容を反映させるということでございます。

また、第3条に「運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する」の(1)に、「会長及び会長代理」のところは、「農業委員会規則第4条に定める会長代理」といふ形で改正をさせていただきたいというふうにご検討しております。

というような形で修正を加えていきたいというふうにご検討しておりますので、よろしくご検討いたします。

議長 : 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )

議長 : それでは、質疑なしと認め、規程改正に関する報告を終わります。  
それでは、報告事項に入ります。もともとの議案書の47ページのところから入ります。

報告①「農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 47ページを御覧ください。報告①「農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について」です。

届出番号1番、養父市長野の土地1筆、面積は129平方メートルのうち4.00平方メートルです。借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市長野の方です。届出の目的は、携帯基地局の設置です。

届出番号2番、養父市船谷の土地1筆、面積は623平方メートルのうち4.00平方メートルです。借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市船谷の方です。届出の目的は、携帯基地局の設置となっております。

届出番号1番の場所につきましては、49ページを御覧ください。養父市長野にある野谷の集落に近接しております。県道十二所澤線から少し入った建屋川沿いにございます。地図上で緑色、白囲いにしているところが場所となっております。こちらの場所に、52ページに記載しております携帯基地局のアンテナ14.776メートルのものが設置されることとなっております。

届出番号2番の場所につきましては、54ページを御覧ください。同じく県道十二所澤線を広谷方面から建屋方面に向かっていただきます。船谷集落に入ったところ、県道から大仙寺というお寺に向かうところの山手沿いにあるところです。地図上、緑色、白囲いとなっているところが場所となっております。こちらに、57ページにありますとおり、携帯基地局のアンテナ、同じく14.776メートルのものが設置されることとなっております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
続きまして、報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 58ページを御覧ください。報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、長野の土地4筆で、3,446平方メートルです。譲受人は長野の方で、譲渡し人は十二所の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が8月3日、許可日が8月16日となっております。

2番、大坪の土地1筆で、1,164平方メートルです。譲受人は大坪の方で、譲渡し人は稲津の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が8月3日、許可日が8月17日となっております。

3番、中米地の土地1筆で、2,193平方メートルです。譲受人は中米地の方で、譲渡し人は神戸市西区の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が8月8日、許可日が8月24日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
続きまして、報告③「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 59ページを御覧ください。報告③「農地の使用貸借の解約通知について」です。

届出番号1番、建屋の土地2筆、合計面積は1,489平方メートル。貸し人は養父市建屋の方、借り人は養父市能座の株式会社です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しは令和4年10月31日となっております。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は売買による所有権を移転されることとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
これで報告事項は終了をいたしました。  
続きまして、その他の報告、「養父市農地利用最適化推進委員審査委員会審査報告」について、事務局より説明を求めます。

事務局： 本日お配りさせていただきました1枚物の農地利用最適化推進委員の審査委員会報告の用紙を御覧いただきたいと思っております。

これは、養父市農地利用最適化推進委員の審査委員会を開催しまして、農業委員会会長宛てに報告をするものということでございます。この審査委員会につきましては、開催日時は令和4年9月1日で、午前10時から11時まで行いました。開催場所は養父地域局の相談室です。審査委員は運営委員の5人、谷垣会長が委員長、山根会長代理が副委員長、それから、坂本委員、藤原義幸委員、

北本委員、大谷委員さんの計6名で審査を行いました。

審査の方法としましては、農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者を選出する必要があることから、委員としての適性を資格区分審査、記載事項審査で評価をしております。認定農業者や女性や青年の登用などを勘案して総合的に判断をしております。審査委員のうち、議長である委員長を除く5名の合計点及び平均点を算出しました。審査結果によりまして、適格者の判断を審査委員の合議により決定しております。

審査結果の5番は、農地利用最適化推進委員としての適性、認定農業者、女性、青年等の観点から総合的に判断した結果、以下の候補者は全員農地利用最適化推進委員適格者として報告をするということで、御覧の12人全員が適格者ということとなっております。

今後のスケジュールということなんですけども、農業委員会は、11月1日の新任期の農業委員の第1回総会において、新農地利用最適化推進委員選任を議決する議案を上程して、議決を得て、正式決定となります。その後、上記の推進委員を招集しまして、農業委員会から委嘱をするというような流れとなっております。以上でございます。

議長：事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
以上で第36回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷垣重俊

署名委員 寺尾 稔

署名委員 藤原 義幸